

警報等発表時の登下校・給食措置について【保存版】和歌山市立伏虎義務教育学校

令和8年5月29日から「新たな防災気象情報」の運用が開始されます。

R8.5.29改訂版

和歌山県全域または和歌山市に防災気象情報が発表された場合の緊急安全措置について、次のとおりの対応とします。

1 登校前に防災気象情報が発表された場合、または震度5弱以上の地震を観測した場合

(1) レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報・大雪警報、またはレベル4危険警報(大雨・土砂災害・氾濫)、レベル5特別警報(大雨・土砂災害・氾濫・暴風・大雪)のいずれかが発表されているとき

➡ 登校を見合わせて自宅待機 ※危険警報発表時は、自宅の位置や構造等に応じて、安全な場所に避難してください。
※特別警報発表時は、ただちに命を守る行動をとってください。

➡ 午前6時の時点で上記警報が発表されているとき ➡ 給食はありません ➡ 警報が解除されても午前中授業
※警報が発表されていなくても、諸事情で、前日に次の日の給食を中止する場合があります。
その場合は、事前に「LINE スクール連絡帳」でお知らせする予定です。

➡ 上記警報が解除(警戒レベル2以下に変更)された場合

- ・ 午前8時までに解除 ➡ 通学路の安全を確かめて登校
- ・ 午前8時以降に解除(8時を含む) ➡ 臨時休業

【参考】

○気象庁ホームページ特設サイト
「新たな防災気象情報について
(令和8年~)」



(2) その他の警報等が発表されているとき ➡ 校区内が危険な状態でない限り平常授業

※保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせ、できるだけ早く学校へお知らせください。

(3) 避難勧告、避難指示により学校が避難所となる場合 ➡ 臨時休業

(4) 和歌山市で震度5弱以上の地震を観測、または和歌山市沿岸に津波警報や大津波警報が発表されている場合
➡ 臨時休業(翌日以降は、被害の状況等を踏まえて判断します)

(5) 上記以外に、ラジオ、テレビ等により、和歌山市内の小中義務教育学校に対する特別措置が報道されたときや
和歌山市教育委員会から特別措置が取られた場合は、その指示に従ってください。

2 登校後に防災気象情報が発表された場合、または震度5弱以上の地震を観測した場合

(1) レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報・大雪警報発表、または震度5弱以上の地震を観測したとき

➡ 学校で状況を判断し、学校待機または下校(4月調査の「緊急時の下校方法」で下校します)

(2) レベル4危険警報(大雨・土砂災害・氾濫)、レベル5特別警報(大雨・土砂災害・氾濫・暴風・大雪)、または
津波警報や大津波警報が発表されたとき

➡ 原則として学校待機 ➡ 引き渡し

※津波等の浸水の危険が予測される場合は、安全な場所(校舎3階以上)に避難誘導し、情報を収集した上で、危険性がなくなるまで学校待機とします。引き渡しの方法は「LINE スクール連絡帳」でお知らせします。

(3) その他の警報等が発表されたとき ➡ 校区内が危険な状態でない限り平常授業

3 その他

・ 警報が発表されていない場合や震度に関係なく、自宅周辺の状況から保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせ、できるだけ早く「LINE スクール連絡帳」で学校へお知らせください。関係機関との連絡が多くなりますので、学校への電話連絡はできるだけお控えいただきますよう、ご協力をお願いします。

・ ご家庭に連絡がある場合は、「LINE スクール連絡帳」でお伝えする予定です。

・ 登下校で危険なことがありましたら、至急学校へお知らせください。